



三重県公報

令和4年5月24日 (火)

第 313 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
289	救急病院の認定	(医 療 政 策 課)	2
290	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止の届出	(長 寿 介 護 課)	2
291	介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	(同)	2
292	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農 産 物 安 全 ・ 流 通 課)	2
293	同件	(同)	3
294	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨	(治 山 林 道 課)	3
295	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 振 興 課)	3
296	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(同)	4
297	水防法の規定による洪水浸水想定区域の指定	(河 川 課)	5
公 告			
	土地改良区の設立認可	(農 地 調 整 課)	6
	土地改良事業計画の変更を適当と決定した旨及びその関係書類の縦覧	(同)	6
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	6
	同件	(同)	7
	同件	(同)	7
労 働 委 公 告			
	労働関係調整法の規定によるあっせん員候補者の委嘱	(労 働 委 員 会)	7
特 定 調 達 公 告			
	落札者を決定した旨	(広 聴 広 報 課)	8
	一般競争入札を行う旨	(教 育 委 員 会)	8
	同件	(同)	11

告 示

三重県告示第 289 号

次の病院を救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項に規定する救急病院として認定しました。

令和 4 年 5 月 24 日

三重県知事 一見勝之

救急病院の名称	救急病院の所在地	認定の効力が生ずる日	認定が効力を有する期限
武内病院	津市一色町 215-1	令和 4 年 5 月 1 日	令和 5 年 1 月 29 日

三重県告示第 290 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

令和 4 年 5 月 24 日

三重県知事 一見勝之

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止年月日	サービスの種類
2470203015	マーベラス介護事業所	三重県四日市市久保田 2 丁目 10-13	株式会社スギモト	令和 4 年 4 月 30 日	訪問介護
2470501103	有限会社 コム	三重県津市岩田 12-5	有限会社コム	令和 4 年 4 月 30 日	福祉用具貸与
2470501103	有限会社 コム	三重県津市岩田 12-5	有限会社コム	令和 4 年 4 月 30 日	特定福祉用具販売

三重県告示第 291 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 第 2 項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

令和 4 年 5 月 24 日

三重県知事 一見勝之

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止年月日	サービスの種類
2470501103	有限会社 コム	三重県津市岩田 12-5	有限会社コム	令和 4 年 4 月 30 日	介護予防福祉用具貸与
2470501103	有限会社 コム	三重県津市岩田 12-5	有限会社コム	令和 4 年 4 月 30 日	特定介護予防福祉用具販売

三重県告示第 292 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和 4 年 5 月 24 日

三重県知事 一見勝之

- 1 登録年月日及び登録番号
平成 15 年 6 月 27 日 第 18 号
- 2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
伊賀ふるさと農業協同組合	代表理事組合長 北川 俊一	伊賀市平野西町 1 番 1

- 3 変更内容

- (1) 農産物検査員の追加

氏名	農産物の種類	証明書番号
松本 茂之	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242022597
河本 裕充	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242022598

(2) 農産物検査員の検査を行う農産物の種類の変更

氏名	農産物の種類	証明書番号
竹村 英明	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆、そば	K2424291
内田 伊織	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆、そば	K2425293

三重県告示第 293 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和 4 年 5 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 登録年月日及び登録番号

平成 18 年 3 月 28 日 第 50 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
有限会社 種村牧場	取締役 種村 徳治	いなべ市藤原町大貝戸 2496 番地 1

3 変更内容

代表者の変更

取締役 種村 徳治

三重県告示第 294 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和 4 年 5 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いなべ市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 295 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべ

き事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和4年5月24日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

三洋堂書店桑名店

桑名市大字東方字福島前 764 番地

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の収容台数及び位置

(変更前)

駐 車 場	収容台数	位 置
駐車場	90 台	縦覧による

(変更後)

駐 車 場	収容台数	位 置
駐車場	69 台	縦覧による

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

名 称	開店時刻	閉店時刻
三洋堂書店桑名店	午前 10 時	午前 0 時 00 分

(変更後)

名 称	開店時刻	閉店時刻
三洋堂書店桑名店	午前 8 時 30 分	午前 0 時 00 分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐 車 場	駐車可能時間帯
駐車場	午前 9 時 30 分～午前 0 時 30 分

(変更後)

駐 車 場	駐車可能時間帯
駐車場	午前 8 時 00 分～午前 0 時 30 分

3 変更する年月日

2(1) 令和5年1月10日

2(2) 令和4年6月1日

4 変更する理由

2(1) 現在の利用状況に即したものとするため

2(2) 来店客の利便性向上のため

5 届出の日

令和4年5月9日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和4年5月24日から同年9月26日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 296 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出（新設の届出）に対して同法

第 8 条第 2 項の規定により提出があった意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 4 年 5 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 (仮称) ザ・ビッグエクストラ亀山市田村町店
 亀山市田村町字鳶ケ尾 676-1 他
- 2 意見を有する者から述べられた意見
 (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
 田村町公民館から鳶ケ尾交差点までの県道 639 号の数百メートルは通勤・通学路であり、地元住民の生活路でもある。現時点においてもラッシュ時には通行量が多く、場所によっては一時停止をしなければ対向車とすれ違いができない状況となっている。
 このため、予測交通量では鳶ケ尾交差点需要率は 0.9 を下回っているものの、上述の生活路における安全性は担保できないと思われるため、当該数百メートルについて一方通行等の時間帯通行規制の対策を講じること。
 なお、設置者作成の来店車両経路図において、田村町公民館以東の生活路は入退場経路として図示されておらず、認識の違いが憂慮される。
- 3 意見の縦覧場所
 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
 令和 4 年 5 月 24 日から同年 6 月 24 日まで
 開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 297 号

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 2 項及び第 3 項並びに水防法施行規則（平成 12 年建設省令第 44 号）第 2 条に基づき、次の河川に係る洪水浸水想定区域を指定するとともに、当該区域が浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに基本高水の設定の前提となる降雨（計画降雨）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めましたので、同法第 14 条第 3 項及び同規則第 3 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、三重県県土整備部河川課、三重県戦略企画部情報公開課及び次の建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和 4 年 5 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

	水系名	河川名	関係図面を備え置く建設事務所
第 1	木曾川	落合川、大杉谷川、南谷川、奥南谷川、田代川、赤沢川、落葉川、長島川放水路、新川、赤尾川	桑名建設事務所
第 2	員弁川	山田川、東谷川、空川、小穴谷川、青川、多志田川、貝野川、御弁当谷川、荒田川、砂川、小解田川、舞谷川、大平川、狸谷川、冷川、河内谷川	桑名建設事務所
第 3	鈴鹿川	春雨川、谷川	四日市建設事務所
第 4	朝明川	焼合川、杉谷川、田口川、田光川	四日市建設事務所
第 5	海蔵川	竹谷川	四日市建設事務所
第 6	三滝川	三滝川、矢合川、金溪川、赤川	四日市建設事務所
第 7	雲出川	赤川、波瀬川、蛇川、長野川、榑原川、安子谷川、かよう川、谷柚川、八壺川、桂畑川、柳谷川、三ヶ野川、大村川、佐田川、弁天川、大広川、小野谷川、垣内川、山田野川、八対野川、瀬戸ノ谷川、藤川、城立川、八手俣川、新谷川、立川川、城古谷川、神河川、老ヶ野川、伊勢地川、坂本川	津建設事務所
第 8	淀川	名張川	津建設事務所
第 9	志登茂川	中の川	津建設事務所
第 10	安濃川	久保川、北大谷川、笹子川、安濃川	津建設事務所

第 11	岩田川	小川、おごえ川	津建設事務所
第 12	赤羽川	三戸川	尾鷲建設事務所
第 13	片上川	片上川	尾鷲建設事務所
第 14	赤羽川	萩原川	尾鷲建設事務所
第 15	小名倉川	小名倉川	尾鷲建設事務所
第 16	大瀬川	大瀬川	尾鷲建設事務所
第 17	銚子川	銚子川、又口川、古和谷川、クチスボ谷川	尾鷲建設事務所
第 18	船津川	船津川	尾鷲建設事務所
第 19	元谷川	元谷川、栗生川	尾鷲建設事務所
第 20	矢ノ川	真砂川	尾鷲建設事務所
第 21	田海道川	田海道川	尾鷲建設事務所
第 22	沓川	沓川	尾鷲建設事務所
第 23	八十川	八十川	尾鷲建設事務所
第 24	小浜川	小浜川	尾鷲建設事務所
第 25	古川	古川	尾鷲建設事務所

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 10 条第 1 項の規定により、栄土地改良区（維持管理事業）の設立を令和 4 年 5 月 12 日認可しました。

なお、設立認可に不服がある者は、三重県を被告として、設立認可があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に認可処分の取消しの訴えを提起することができます。

令和 4 年 5 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、松阪西黒部土地改良区から申請のありました土地改良事業計画（維持管理計画）の計画変更は、適当と決定しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画変更については、土地改良法第 48 条第 9 項において準用する同法第 9 条第 1 項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に異議の申出をすることができます。また、三重県を被告として、決定のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

令和 4 年 5 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画（維持管理計画）変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和 4 年 5 月 25 日から同年 6 月 21 日まで
- 3 縦覧の場所
松阪市役所産業文化部農村整備課（松阪市殿町 1340 番地 1）

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県松阪建設事務所長から通知がありました。

令和 4 年 5 月 24 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類

公共測量（空中写真測量）

2 作業期間

令和4年5月9日から令和5年2月6日まで

3 作業地域

松阪市飯高町宮前、同市飯高町野々口、同市飯高町作滝、同市飯高町赤桶、同市飯高町下滝野、同市飯高町田引、同市飯高町栗野、同市飯高町富永、同市飯高町七日市、同市飯高町宮本、同市飯高町森、同市飯高町青田、同市飯高町乙栗子、同市飯高町加波、同市飯高町月出、同市飯高町桑原、同市飯高町波瀬、多気郡多気町波多瀬、同町片野、同町上出江、同町下出江、同町丹生、同町古江、同町車川、同町色太、同町朝柄及び同町土屋

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県桑名建設事務所長から通知がありました。

令和4年5月24日

三重県知事 一見勝之

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和4年5月24日から同年9月20日まで

3 作業地域

いなべ市藤原町篠立及び同市藤原町西野尻

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県松阪建設事務所長から通知がありました。

令和4年5月24日

三重県知事 一見勝之

1 作業種類

公共測量（空中写真測量）

2 作業期間

令和4年5月9日から令和5年1月16日まで

3 作業地域

多気郡多気町津留、同町牧、同町上牧、同町鋤形、同町井内林、同町佐伯中、同町三疋田、同町五桂、同町油夫、同町四神田、同町五佐奈、同町西山、同町仁田、同町平谷、同町神坂、同町前村、同町長谷、同町外城田、同町相可、多気郡明和町池村、同町有爾中、同町岩内及び同町上村

労働委公告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定により、あっせん員候補者を次のとおり委嘱しましたので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により公告します。

令和4年5月24日

三重県労働委員会会長 板垣謙太郎

氏名	関	歴	委嘱年月日
板垣 謙太郎	弁護士		平成28年5月9日
大塚 耕二	弁護士		令和2年5月21日
吉田 すみ江	弁護士		平成30年5月8日
伊藤 明紀	弁護士		令和4年5月10日
西川 昇吾	三重短期大学法経科講師		令和4年5月10日
番条 喜芳	連合三重会長		令和3年6月21日

楠本 敏久	UAゼンセン三重県支部長	平成30年11月21日
竹原 史郎	三重交通労働組合執行委員長	令和2年5月21日
成瀬 豊	ユナイテッド・セミコンダクター・ジャパン労働組合前執行委員長	令和2年9月23日
太田 美子	UAゼンセン三重県支部主任	令和3年2月22日
別所 浩己	三重県中小企業団体中央会参与	平成30年5月8日
横山 修一	元日本トランスシティ株式会社取締役	平成28年5月9日
下田 典史	住友電装株式会社常務執行役員総務人事本部長	令和4年5月10日
西田 義明	三重交通株式会社取締役	令和4年5月10日
松本 比登美	松阪興産株式会社総務部長	令和4年5月10日
中西 秀行	三重県労働委員会事務局長	令和3年4月21日
袖岡 静馬	三重県労働委員会事務局次長兼調整審査課長	令和3年4月21日
森 元就	三重県労働委員会事務局調整審査課課長補佐兼班長	令和2年5月21日
前川 哲也	三重県労働委員会事務局調整審査課主幹兼係長	令和3年4月21日

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和4年5月24日

三重県知事 一見 勝之

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 特定役務の名称 | 令和4年度三重県広報紙「県政だより みえ」及び三重県議会広報紙「みえ県議会だより」新聞折込業務委託（単価契約） |
| 2 | 担当部局 | 津市広明町13番地
三重県戦略企画部広聴広報課 |
| 3 | 落札者決定日 | 令和4年3月31日 |
| 4 | 落札者 | 三重県津市あのかつ台1丁目1番地2
株式会社中日三重サービスセンター管理部 管理部長 東海 守 |
| 5 | 落札金額 | 入札価格 37,220,414円
契約金額 40,942,455円 |
| 6 | 決定手続 | 一般競争入札 |
| 7 | 入札公告日 | 令和4年2月15日 |

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和4年5月24日

三重県教育委員会教育長 木平 芳定

- 1 入札に付する事項
 - (1) 委託業務名
三重県立水産高等学校 実習船「しろちどり」夏季ドック工事（第3種中間検査）
 - (2) 委託業務の特質等
業務に関し、三重県教育委員会教育長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
 - (3) 委託期間
令和4年8月1日（月）から同年9月2日（金）までとします。
 - (4) 委託業務履行場所
落札事業者（契約相手方）が所有又は借り受けたドック施設内
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
 - (1) 競争入札参加資格

- ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

- ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- エ 施工船舶の定係港である和具浦港から 288 マイル（約 460 k m）以内の距離で工事を履行することができること。
- オ 過去3年間において当該業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績を有すること。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請等を令和4年6月20日（月）15時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合には、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (4) 過去3年間において当該業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績を有することを証明する書類（契約実績証明書、契約書の写し、履行確認書の写し等）

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県教育委員会事務局 高校教育課 高校教育班 担当 渡部・稲濱
電話 059-224-3002 ファクシミリ 059-224-3023

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課 企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和4年7月4日（月）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

令和4年6月27日（月）17時までに行います。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和4年7月4日（月）14時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きの上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和4年7月4日（月）14時まで

なお、入札書は郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町13番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県教育委員会事務局高校教育課高校教育班

案件名 三重県立水産高等学校 実習船「しろちどり」夏季ドック工事（第3種中間検査）

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和4年7月4日（月）15時

場所 三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局高校教育課高校教育班

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、規則第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号及び第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県教育委員会教育長が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止す

ることがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Nature and Quantity of the Products to be Required:

Summer Maintenance of the training ship “Shirochidori” in dock (Type three Intermediate Inspection)

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submissions via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Monday, July 4, 2022.

(Submissions by registered mail)

Bids will be returned to the sender after the 10-day post office retention period. In consideration of the number of days, please mail your bid so that it arrives by July 4, 2022.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:00 P.M. on Monday, July 4, 2022.

(4) Managing Authority:

Mie prefectural Board of Education Senior High School Education Office

13 Komei-cho, Tsu City, Mie Prefecture, 514-8570, Japan

Tel: 059-224-3002 Fax: 059-224-3023

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和4年5月24日

三重県教育委員会教育長 木平芳定

1 入札に付する事項

(1) 業務名

コンピュータネットワーク総合研修システムの賃貸借契約

(2) 業務の特質等

業務に関し、三重県教育委員会教育長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 業務期間

令和4年11月1日（火）から令和10年10月31日（火）までとします。

(4) 業務履行場所

三重県総合教育センター（三重県津市大谷町12番地）

データセンター（三重県津市内）

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請等を令和4年6月17日（金）17時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を令和4年7月11日（月）17時までに5(1)の場所に提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-0007 三重県津市大谷町12番地

三重県教育委員会事務局 研修企画・支援課 研修総務班 担当 三上

電話 059-226-3512 ファクシミリ 059-226-3706

(2) 契約条項を示す場所

〒514-0007 三重県津市大谷町12番地

三重県教育委員会事務局 研修推進課 テーマ研修班 担当 林、伊川

電話 059-226-3659 ファクシミリ 059-226-3706

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和4年7月6日（水）まで調達システムにより提供します。

(5) 現地確認の期間

調達説明書をご覧ください。

(6) 入札参加資格確認結果の通知

① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合、令和4年6月28日（火）17時までに本システム上で通知を行います。

② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合、令和4年6月28日（火）17時までに通知書を発送しま

す。

(7) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和4年7月6日（水）15時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和4年7月6日（水）15時

なお、入札書は令和4年6月27日（月）から同年7月6日（水）15時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町13番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県教育委員会事務局 研修企画・支援課 研修総務班

案件名 「コンピュータネットワーク総合研修システムの賃貸借契約」入札書在中

(8) 開札の日時及び場所

日時 令和4年7月6日（水）15時15分

場所 三重県津市大谷町12番地

三重県教育委員会事務局 研修企画・支援課 研修総務班（三重県総合教育センター内）

(9) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載にあたっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときは除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県教育委員会教育長が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札に関する質疑応答の実施

当該入札に質疑（入札手続、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札又は契約に関する一切の事項）がある場合は、以下の質疑提出締切日時までに電子入札システム質疑応答機能から質疑等を行ってください。ただし、書面による入札者にとっては、当該締切日時までに5(1)の場所へ書面（ファクシミリ可）で質疑申請

を行ってください(必着)。すべての質疑への回答は、入札情報サービスシステムの入札予定(公告)詳細情報で行います。

質疑提出締切日時 令和4年6月3日(金)12時まで

結果回答 令和4年6月13日(月)17時までに行います。

- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

- (5) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続(平成26年三重県告示第292号)に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会(連絡先:出納局出納総務課(三重県政府調達苦情検討委員会事務局)、電話059-224-2771)に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

- (6) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

- (7) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

- (8) 本入札に係る詳細は、調達説明書(仕様書)によります。

7 Summary

- (1) Nature and Quantity of the Services to be Required :

Integrated Training System on Computer Network.

- (2) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Wednesday, July 6, 2022.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, June 27, 2022 and 3:00 P.M. on Wednesday, July 6, 2022.

- (3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:15 P.M. on Wednesday, July 6, 2022.

- (4) Managing Authority :

Mie Prefectural Board of Education, Teacher Training Promotion Office (Mie Prefectural Education Center)

12 Ootani-cho, Tsu city, Mie, 514-0007, Japan

Tel:059-226-3659 Fax:059-226-3706

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
